

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市税に係る延滞金の例に準じ、介護保険料に係る延滞金の特例措置の基準に係る割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正に伴い、延滞金の特例措置において用いてきた算定割合を特例基準割合から延滞金特例基準割合に改める。

【改正前】 特例基準割合：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合（前年の12月15日までに財務大臣が告示）に、年1パーセントの割合を加算した割合

【改正後】 延滞金特例基準割合：平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合（前年の11月30日までに財務大臣が告示））に、年1パーセントの割合を加算した割合

3 施行期日

令和3年1月1日